

いざという時のために

子どもの急な病気やけがなどに備えて事前に緊急時の連絡先や応急処置など確認しておきましょう。
また、児童虐待について事前に知り、いざという時のために連絡先等を確認しましょう。

問 問い合わせ先 申 申込 相 相談

子どもの命を救うための講座

問 消防署 西出張所 救急係 ☎27-4060(内線431) ✉shobonishi@city.chitose.lg.jp

赤ちゃん・子ども対応の救命講習会

消防署では、赤ちゃんを含む子どもに対する救命講習会を行っています。
大人と異なる心肺蘇生法や、AEDの使い方などを習得しましょう。



小児向け救命講習会(団体)

子育てサークルなどで活用できます。日程などをご相談ください。

気管にもものが詰まった恐れがあるとき

問 消防署 西出張所 救急係 ✉shobonishi@city.chitose.lg.jp

赤ちゃんに多い誤飲の処置

- 反応がある場合は、口の中の異物を調べながら、背部叩打法と胸部突き上げ法を数回ずつ交互に行います。
- 反応が無い場合は、心肺蘇生法の手順を開始してください。

※乳児には、背後から腕をまわし上腹部と胸を圧迫する「腹部突き上げ法」は行いません。

【背部叩打法】

片腕の上に乳児をうつぶせに乗せ、手のひらで乳児の頭を支え頭を低くします。そして片方の手のひらの付け根で、背中の中ん中を数回強くたたきます。



【胸部突き上げ法】

顔を上に向け頭を下げ、人差し指と中指で胸の中ん中を上に向けて数回強く圧迫します。



病気やケガなどの電話相談

これらの電話相談は、家庭での一般的な対処に関する助言、アドバイスを行うものであり、電話による診断・治療はできませんので、あらかじめご了承ください。

ちとせ健康・医療相談ダイヤル24	市内に居住する方を対象に、24時間、看護師・保健師・医師による電話相談を実施しています。「子どもが急に熱を出した」「ケガの応急手当のしかた」「夜泣きがとまらない」など、気軽にご相談ください。 ●24時間 年中無休・通話料相談料 無料 問 健康づくり課 ✉kenkozukuri@city.chitose.lg.jp	フリーダイヤル ☎0120-010-293 ※IP電話などから(通話料有料)の相談は ☎03-5524-8500
北海道小児救急電話相談	夜間の子ども急な病気やケガなどの際に、看護師や医師が症状に応じた適切な助言を行う道の事業です。 ●毎日 19:00～翌朝8:00 【事業に関する問い合わせ先】 北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課 ☎011-204-5248	いこきょうまがや ☎011-232-1599 または ※プッシュ回線や携帯電話からは 短縮ダイヤル #8000

緊急時の連絡先

救急当番医	市民カレンダー、市のホームページで確認できます。	火災・救急当番案内 ☎24-6161
	北海道救急医療・広域災害情報システム(北海道事業) ※医療機関情報、夜間・休日当番医情報などを検索できます。 https://www.qq.pref.hokkaido.jp	フリーダイヤル ☎0120-20-8699 ※携帯電話・PHSからは ☎011-221-8699

(以下は広告スペースです)

わが町みんなのクリニック GREEN TOWN CLINIC 緑町診療所

診療科目 / 内科・外科 WEB予約はこちら

《オンライン診療対応》

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:15	休	●	●	●	●	●	休
13:30～17:30 (最終受付 17:00)	休	●	●	●	●	●	休

※最終受付 17:00 最終受付 17:00

1土曜全日診療 休診日 / 月曜・日曜・祝日

0123-29-3383 緑町ラッキー・ツルハさん前 千歳市緑町1丁目3-30 めでるちとせ 駐車場有り

(以下は広告スペースです)

住宅設備のトラブルは ぜびカンセイにおまかせください!

・水・お湯が出ない!
・パイプ・蛇口から水がもれる!
・排水が流れづらい、流れない!
・エアコン・給湯器が故障した!
・ストーブがつかない!

株式会社 NS 中本設備

代表取締役 中本 茂樹

—お困りの際はご相談ください—
千歳市花園5丁目3-3

TEL (0123) 40-2021
FAX (0123) 40-2022

住宅設備のプロがトラブルを解決します!
《見積りは無料です!》

まずはお電話でご相談ください!

千歳市流通1丁目3-6 ☎0123-23-1712
<https://www.cansay.or.jp>

いざという時のために

いざという時のために

知っておきたい応急処置

子どもの心肺蘇生法

問 消防署 西出張所 救急係
shobonishi@city.chitose.lg.jp

①反応を確認する

刺激を与え、反応があるかどうか確認します。0歳の赤ちゃんの場合には、足の裏をたたいて刺激することも有効です。



②大声で叫び応援を呼ぶ

反応がない場合には、すぐに周囲の助けを呼び、「119番の通報」と「AEDの手配」を頼んでください。（「小児用AED」は、0歳の赤ちゃんを含めた未就学児に使用できます）

③呼吸をみる

胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がったり、下がったりする）を10秒以内でみます。胸と腹部が動いていなければ、「呼吸が止まっている」と判断します。また、約10秒かけても判断に迷う場合は、「呼吸がないもの」として対応します。正常な呼吸をしている場合には、救急車が来るまで様子を見守ります。



④胸骨圧迫（心臓マッサージ）

0歳の赤ちゃんの場合

左右の乳頭を結ぶ線の少し足側を、2本指で押します。「1分間に100～120回のテンポで、胸の厚みが1/3沈み込む程度、十分に強く、速く、絶え間なく圧迫し続けます。」



1歳以上の子どもの場合

胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）を圧迫します。「1分間に100～120回のテンポで胸の厚みが1/3沈み込む程度、十分に強く、速く、絶え間なく圧迫し続けます。」子どもの体格に合わせて、両手でも片手でもかまいません。（圧迫が弱いと、効果が得られません）



⑤気道の確保

片手で額を押さえながら、もう一方の手の指先をあご先の骨の上に、人差し指と中指の2本指を当て、持ち上げます。



⑥人工呼吸（息を口または口と鼻に吹き込む）

正常な呼吸（普段どおりの息）をしていなければ人工呼吸を2回行います。（省略可能）
子どもの場合は、呼吸が悪くなり、心停止になることが多いため、胸骨圧迫に人工呼吸も合わせた心肺蘇生ができるようになることが望ましいと考えられます。

0歳の赤ちゃんの場合

赤ちゃんの口と鼻を自分の口でおおい、1回1秒かけて、胸が上がるの見えるまで2回息を吹き込みます。口と鼻を同時におおえないときには、通常の口と口による人工呼吸を行います。



1歳以上16歳未満の子どもの場合

鼻をつまんで口をおおい、1回1秒かけて、胸が軽く上がる程度2回息を吹き込みます。



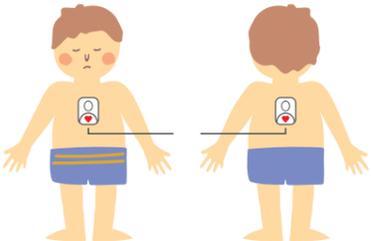
⑦心肺蘇生法の実施

④胸骨圧迫（心臓マッサージ）30回と⑥人工呼吸（息を口や口鼻に吹き込む）2回の組み合わせを続けます。

⑧AEDが到着したら

AEDに「小児用パッド（小児用モード）」が備わっている場合は、0歳の赤ちゃんを含めた未就学児に使います。「小児用パッド」も「小児用モード」の機能もない場合は、成人用のパッドを使用してください。パッドを貼る位置は、パッドに表示されています。音声メッセージにしたがって操作してください。

心電図を解析して、電気ショックを与える必要があれば1回与えた後、ただちに胸骨圧迫と人工呼吸（2分間で5サイクル）を再開します。電気ショックを与える必要がない場合には、ただちに胸骨圧迫と人工呼吸（2分間で5サイクル）を再開してください。



気づいていますか？子どものSOS

問 申 相 こども家庭課 児童相談係 ☎24-0935(直通)

保護者や同居人による子どもへの虐待の相談対応件数が増え続けています。子どもは自分から「助けて」とは言えません。子どもへの虐待は、特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題です。「虐待」は、子どもの健やかな成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こすおそれがあります。

「もしかして虐待?!」と思ったら、迷わず相談・通報してください。

虐待の種類

身体的虐待

- 殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる
- 逆さづりにする
- やけどをさせる
- 戸外に締め出す
- 冷たいシャワーを浴びせる
- 激しくゆさぶる



ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

- 十分な食事を与えない
- 身体や環境を不潔なままにする
- 病気やけがをしても通院しない
- 家に閉じ込める、通学させない
- 乳幼児を家に残して外出したり、車の中に放置する
- 保護者以外の同居人による虐待を放置している



性的虐待

- 子どもにわいせつな行為をする
- 子どもに性的行為を強要する
- 子どもに性器や性交を見せる
- 子どもの性器を触る
- ポルノグラフィの被写体にする



心理的虐待

- 暴言を浴びせる
- 無視したり、拒否的な態度をとり続ける
- 子どもの心を傷つけることを言う
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの自尊心を傷つける
- 子どもの面前で配偶者などにDV（暴力・暴言・無視）をする



これって「しつけ?」「虐待?」

「しつけ」とは、子どもに社会のルールや生活習慣を身につけるよう働きかけ、自立させるために行う家庭内での教育のことです。保護者が「しつけのつもり」でも、それが子どもの心や身体を傷つけるものであれば、「虐待」です。親等による体罰は、法律で禁止されています。どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。

児童虐待についての主な連絡先

名称	電話番号	時間帯
千歳市役所 こども家庭課児童相談係（家庭児童相談室）	0123-24-0935(直通)	月～金 8:45～17:15
北海道中央児童相談所	011-631-0301	月～金 8:45～17:30 緊急時は随時対応
札幌方面千歳警察署	0123-42-0110	24時間・365日対応
児童相談所全国共通ダイヤル（最寄りの児童相談所につながります）	189(いちはやく) 【24時間・365日電話受付】	

連絡者は守られます。
● 匿名でも連絡できます。 ● 連絡者が誰であるか公表されることはありません。
● 調査の結果、虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。
※子どもに明確な外傷・怪我がある場合や、性的虐待が疑われる場合には、より迅速な対応が必要となりますので、すぐに市こども家庭課または、北海道中央児童相談所に連絡してください。
※子どもの生命が危ぶまれるような場合は、警察(110番)や救急(119番)への通報を優先してください。

こども家庭課のついでに

こども家庭課のついでに